

有効期間満了日 令和4年3月31日

熊刑企第302号

令和2年4月7日

捜査活動における捜査員の感染防止の再徹底、業務継続性の確保等について
(通達)

見出しのことについては、「捜査活動における捜査員の感染防止の徹底等について(通達)」(令和2年2月27日付け熊刑企第156号)により、捜査活動における捜査員の感染防止等を徹底しているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、警察庁から別添「捜査活動における捜査員の感染防止の再徹底、業務の継続性の確保等について(通達)」(令和2年4月6日付け警察庁丁刑企発第34号)が通達された。

各位にあっては、改めて捜査員の感染防止、体調管理等を再徹底し、業務継続性の確保について万全を期されたい。

※ 警察庁通達「捜査活動における捜査員の感染防止の再徹底、業務の継続性の確保等について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。